

伊佐市成年後見センター 便り

第5号 令和8年8月発行

成年後見制度学習会を開催しました！

7月7日(火)、大口元気こころ館にて「令和8年度 成年後見制度学習会」を開催しました。

今回は講師に霧島市の野間 修二司法書士をお招きし、成年後見制度の基礎知識や、令和10年度中に予定されている法改正のポイントについて分かりやすくお話いただきました。当日は61名の方に参加いただきました。

講義では「後見人だからといって何でもできるわけではない」という制度の難しさ等を学ぶ、貴重な機会となりました。

参加者からは、「後見人とは本人の代理人になると思っていたが、医療同意ができないと知り驚いた。(医療機関職員)」「必要な制度だからこそ、更なる制度周知が必要。(行政職員)」といった意見をいただきました。

制度の正しい理解と今後の備えについて考える、大変有意義な時間となりました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

学習会の様子

センター便り4号に引き続き、制度についてご紹介します。

● 任意後見制度とは…

現在は十分な判断能力がある人が、将来、認知症などによって判断能力がなくなった時に備えて、あらかじめ、後見人(任意後見人)となる人を決めておき、その人との間で「契約」に基づいて行われる制度です。

本人の判断能力が不十分になった後、任意後見人が家庭裁判所に申立てを行うことで、任意後見人が委任された事務(財産管理、身上保護等)を本人に代わって行う制度です。

● どんなことをしてくれるの？

財産管理

「本人の預貯金の管理、払い戻し」「不動産等の重要な財産の処分」など
身上保護

「介護、福祉、医療等を受けるときの手続きや支払い」「住居の契約・支払い」など

● 手続き方法は？

近くの『公証役場』へ行き、支援内容や報酬などを、任意後見人となる人との間で話し合っただけで決め、公正証書を作成し、契約します。ただし、公正証書作成には費用がかかります。

～問い合わせ先～

住 所：伊佐市大口里 1888 (伊佐市役所 大口庁舎 別館1階)

電 話：0995-23-2377 (肥後(有)、安徳)

※担当不在のことがあるため、来所の際は事前にご連絡ください。